

目次

加算を新たに算定、変更する場合は

- ・(様式第2号)障害児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書(別様式)
- ・体制等状況一覧表(別様式)

+

以下の算定する加算の別紙(別紙に必要な添付書類が記載されている場合はそちらも添付)の形で提出してください。サービスごとの算定できる加算はチェック表(別様式)を参照してください。

※福祉専門職員配置等加算など人員配置が要件となっている加算については、(別紙1)(別紙2)勤務形態一覧表を添付してください。

算定する加算をクリックしてください。

特別支援加算

児童指導員加配加算
専門的支援加算

送迎加算(重症心身障害児)

訪問支援員特別加算

福祉専門職員配置等加算

福祉専門職員配置等加算

栄養士配置加算
栄養マネジメント加算

心理担当職員配置加算

小規模グループケア加算

小規模グループケア加算
サテライト型

延長支援加算

食事提供体制加算

自活訓練加算

重度障害児支援加算
(設備要件届出書)

(別添)報酬算定区分

重度障害児支援加算
(強度行動障害支援者養成)

強度行動障害児特別支援加算

看護職員加配加算

強度行動障害児支援加算

共生型サービス体制強化加算

基本報酬(児童発達支援)

基本報酬(放課後等デイサービス)

(別添)報酬算定区分
(児発・放デイ)

(2) 加算

児童指導員等加配加算
(福祉型入所)

保育職員加配加算

看護職員加配加算

看護職員配置加算

ソーシャルワーカー配置加算

勤務形態一覧表
(児・通所)

勤務形態一覧表
(児・入所)

特別支援加算体制届出書

施設種別	
施設名	
定員	
機能訓練担当職員	理学療法士 名 作業療法士 名 言語聴覚士 名 心理指導担当職員 名 看護職員 名 視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

氏名	年齢	利用開始日	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

注1 算定する児童に係る特別支援計画書は、実地指導の際に確認する。

注2 特別支援加算を算定する場合に作成し、都道府県知事に届け出ること。

注3 ノ児童発達支援給付費において、児童発達支援センターにおいて難聴児に対し指定児童発達支援を行う場合に

あつては言語聴覚士を除き、児童発達支援センター又は児童発達支援センター以外の施設において重症心身

障害児に対し指定児童発達支援を行う場合にあつては理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び看護職員を除く。

ノ医療刑旧音登達古極給付費に七いて、番序心身障害児ワ付付体不自由旧に於て、皆中医療刑旧音登

注4 児童指導員等加配加算において理学療法士等を配置した場合については、理学療法士等の配置及び配置された職員による専門的な支援を当該加算において報酬上評価をしていることから、特別支援加算の算定はできない。

児童指導員等加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称													
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了												
2 従業者の状況	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>人数等</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準人数 A</td><td>人</td></tr><tr><td>従業者の総数 B (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>うち理学療法士等の員数</td><td>人</td></tr><tr><td>うち児童指導員等の員数</td><td>人</td></tr><tr><td>加配人数 (B-A)</td><td>人</td></tr></tbody></table>		人数等	基準人数 A	人	従業者の総数 B (常勤換算)	人	うち理学療法士等の員数	人	うち児童指導員等の員数	人	加配人数 (B-A)	人
	人数等												
基準人数 A	人												
従業者の総数 B (常勤換算)	人												
うち理学療法士等の員数	人												
うち児童指導員等の員数	人												
加配人数 (B-A)	人												

備考1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

- 「うち理学療法士等の員数」には、サービス毎に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者の数を単位別に記載してください。
- 「うち児童指導員等の員数」には、サービス毎に配置されている児童指導員又は強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した指導員の数を単位別に記載してください。
- 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合には、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者と同等の扱いとする。

送迎加算に関する届出書(重症心身障害児)

事業所・施設の名称				
1 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了	
2 送迎の体制 (運転手以外)		氏名	職種	喀痰吸引等の 実施可否
	1			
	2			
	3			
	計			

- 備考 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 重症心身障害児に対して支援を提供する児童発達支援センター、児童発達支援事業所、医療型児童発達支援センター、医療型児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所において作成すること。
- 3 「喀痰吸引等の実施可否」については、送迎同乗者が実施可能な医療的ケアについて記載すること。

訪問支援員特別加算体制届出書

事業所・施設の名称				
異動区分		1 新規	2 変更	3 終了
○訪問支援員の配置状況				
氏名		職種(資格)	資格取得日	障害児支援 経験年数
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

備考 1 事業所に配置されている訪問支援員について記載すること。

2 障害児支援経験年数には、資格取得後の障害児支援事業所等又は任用資格取得後に初めて障害児支援事業所等に採用されてからの実務経験年数を記載すること。

3 資格証の写しを添付してください。

(別紙4)

福祉専門職員配置等加算に関する届出書

1 事業所・施設の名称			
2 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
3 届出項目	1 (I)	2 (II)	3 (III)

4 社会福祉士等の状況	① 従業者の総数（常勤者数）	人	→ ①に占める②の割合が35%以上	有・無
	② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤者数）	人		
5 社会福祉士等の状況	① 従業者の総数（常勤者数）	人	→ ①に占める②の割合が25%以上	有・無
	② ①のうち社会福祉士等の総数（常勤者数）	人		
6 常勤職員の状況	① 従業者の総数（常勤換算）	人	→ ①に占める②の割合が75%以上	有・無
	② ①のうち常勤の者の数（常勤換算）	人		
7 勤続年数の状況	① 従業者の総数（常勤者数）	人	→ ①に占める②の割合が30%以上	有・無
	② ①のうち勤続年数3年以上の者の数（常勤者数）	人		

注1 「異動区分」、「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

注2 加算（I）及び（II）にあつては、「社会福祉士・介護福祉士の状況」、加算（II）にあつては、「常勤職員の状況、勤続年数の状況」にそれぞれ対応しているので、「有・無」欄に算定できる場合は「有」に、算定できない場合は「無」に○を付して下さい。

注3 多機能型事業所については、対象サービスの従業者をまとめて算定してください。

注4 「社会福祉士等」とは、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師のことをいう。

注5 ここでいう、上表4及び5（I型・II型要件）における従業者とは、

- 児童発達支援にあつては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
- 放課後等デイサービス加算にあつては、児童指導員、障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者
- 福祉型障害児入所施設にあつては、児童指導員
- 医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設にあつては、児童指導員又は指定発達支援医療機関の職員のことをいう。

注6 上表6及び7（III型要件）における従業者とは、

- 児童発達支援にあつては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型児童発達支援従業者
- 放課後等デイにあつては、児童指導員、保育士若しくは障害福祉サービス経験者又は共生型放課後等デイサービス従業者のことをいう。
- 福祉型障害児入所施設にあつては、児童指導員又は保育士
- 医療型児童発達支援、医療型障害児入所施設にあつては、児童指導員、保育士又は指定発達支援医療機関の職員のことをいう。

注7 加算（I）及び（II）については、「社会福祉士等」が確認できる資格証の写しを添付してください。

(別紙5)

栄養士配置加算及び栄養マネジメント加算に関する届出書

事業所・施設の名称			
1 異動区分	1 新規	2 変更	3 終了
2 届出項目	1 栄養士配置加算(Ⅰ)		2 栄養士配置加算(Ⅱ)
	常勤		非常勤
	管理栄養士	人	人
	栄養士	人	人
	他施設との兼務	あり・なし	あり・なし
	他施設名		
4 栄養マネジメントの状況	常勤の管理栄養士		人
	栄養マネジメントに関わる者		
	職種	氏名	
	医師		
	管理栄養士		
	看護師		

注1「異動区分」欄及び「届出項目」欄については、該当する番号に○を付してください。

注2「栄養マネジメントに関わる者」には、共同で栄養ケア計画を作成している者の職種及び氏名を記入してください。

心的外傷のため心理療法を必要とする障害児

施設種別	
施設名	
定員	
公認心理士資格	① 有 ② 無

	氏名	年齢	入所日	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注1 備考欄には、「契約による入所」等を記入する。

注2 心理担当職員配置加算を算定する場合に作成し、都道府県知事に届け出ること。

小規模グループケア加算体制申請書(届出書)

施設名		施設種別	福祉型・医療型
		入所定員	人
届出区分	1. 新規	2. 変更	3. 廃止

単位1

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種:)
-----------	---	---------	---------

設備	専用・共用の別	備考
居室	専・共	児童一人当たりの面積(m ²)
居間	専・共	
台所	専・共	
食堂	専・共	
浴室	専・共	
便所	専・共	
玄関	専・共	
その他	専・共	

単位2

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種:)
-----------	---	---------	---------

設備	専用・共用の別	備考
居室	専・共	児童一人当たりの面積(m ²)
居間	専・共	
台所	専・共	
食堂	専・共	
浴室	専・共	
便所	専・共	
玄関	専・共	
その他	専・共	

小規模グループケア加算(サテライト型)体制申請書(届出書)

施設名		入所定員	人
届出区分	1. 新規	2. 変更	3. 廃止

単位1

一単位当たりの定員	人	専任職員の配置	人(職種:)
-----------	---	---------	---------

設備	備考
居室	児童一人当たりの面積(m ²)
居間	
台所	
食堂	
浴室	
便所	
玄関	
その他	

本体施設との距離及び交通経路及び移動に係る所要時間	
---------------------------	--

- ※ 福祉型障害児入所施設において、サテライト型として小規模なグループケアを実施する場合に届け出ること。
- ※ 小規模グループケアの単位の定員は、4～6名とする。
- ※ 居室の床面積は、4.95㎡以上であること。
- ※ 小規模グループケアを実施する場合は、専任の職員として児童指導員又は保育士2名以上を加配し、他の職員と連携してケアを行うこと。
- ※ 「本体施設との距離、交通経路及び移動に係る所要時間を記載すること(地図等の貼付も可)。
- ※ 単位ごとに作成すること。(表が足りない場合は、適宜追加すること。)

延長支援加算体制届出書

施設種別	
事業所・施設名	
運営規程上の営業時間	

氏名	年齢	利用時間	延長時間	備考
1			時間・分	
2			時間・分	
3			時間・分	
4			時間・分	
5			時間・分	
6			時間・分	
7			時間・分	
8			時間・分	
9			時間・分	
10			時間・分	

※ 運営規程の営業時間を超えて支援を行うものとして、加算を算定する場合に届け出ること。

※ 延長支援加算を算定する障害児に係る児童発達支援計画書は、実施指導の際に確認する。

※ 送迎時間を算入しないこと。

(別紙9)

食事提供体制加算に関する届出書

支 援 の 種 類							
事 業 所 の 名 称							
事 業 所 の 所 在 地							
連 絡 先	電 話 番 号	担 当 者 名					
	F A X 番 号						
食 事 の 提 供 体 制	食 事 提 供 に 係 る 人 員 配 置	管 理 栄 養 士	常 勤	人	非 常 勤	人	
		栄 養 士	常 勤	人	非 常 勤	人	
		調 理 員	常 勤	人	非 常 勤	人	
		そ の 他 ()	常 勤	人	非 常 勤	人	
		そ の 他 ()	常 勤	人	非 常 勤	人	
	業 務 委 託 部 分	業 務 委 託 の 内 容	業 務 委 託 先				
			委 託 業 務 の 内 容				
		適 切 な 食 事 提 供 の 提 供 方 策					

注1 業務委託を行っている場合の人員配置は、事業所・施設で適切な食事提供が行われるための管理等に関わる職員の状況を記載してください。

注2 外部委託を行う場合の適切な食事提供の確保方策欄は、献立に関する事業所・施設の関与、委託先から事業所・施設への食事の運搬方法、適時適温への配慮など、自己調理する場合に通常確保される提供体制に相当するものへの対応の概略を記載してください。

令和 年度 自活訓練加算に関する届出書

令和 年 月 日

静岡県知事 様

届出者 施設名 _____

代表者名 _____ 印

施設種別		入所者数		職員数		就労退所者数	
所在地		定員		定員		令和元年度	
設置主体 (法人名)		人		人		0 人	
経営主体 (法人名)		現員		現員		平成30年度	
		人		人		0 人	
届出内容	自活訓練加算 (I)			自活訓練加算 (II)			
訓練 対象者数	予定対象者数		年齢	性別	出身世帯市町	訓練期間 (日)	
	人 (内訳)	A					
		B					
		C					
		D					
責任 担当者	責任担当者名 : _____ 職種 : _____ 指導経験年数 : _____ 年 _____ 月 (_____ 年 _____ 月)						
居住 場所	住居所在地住所 : _____ 住居区分 : _____ 建物構造 : _____ 建物面積 : _____ m ² 建物利用面積 : _____ m ² (うち居室数 _____ 室)						
備考							

(記載上の注意)

- 表中「入所者数」、「職員数」欄は、平成31年4月1日現在の状況を記入すること。
なお、実施年度の4月1日に定員変更等が予想される場合には、「備考」欄に同形式で記入すること。
- 「職員数」欄の () には、直接処遇職員数を記入すること。
- 表中「届出内容」欄は、いずれかに○を付すること。
- 表中「就労退所者数」欄の () には、自活訓練事業実施対象者の就労退所者数を再掲すること。
平成25年度実施施設については、退所見込み人数を記入すること。
- 表中「責任担当者」欄の指導経験年数には、現に勤務する施設の勤続年数を記入し、() には他の社会福祉施設で知的障害児者の福祉に従事した通算勤続年数を記入すること。
- 表中「居住場所」欄の住居区分には、職員宿舍・アパート等の形式で記入すること。
- 施設と居住場所との位置図・居住場所の平面図、支出予定額とその内訳及び自活訓練計画書(指導員のチーム編成・日課・スケジュール・実習予定先等)を添付すること。(様式は任意)
- 「備考」欄には、本事業を実施することにより、本体施設の措置児童等の処遇低下にならないよう行った措置について記載すること。(例:非常勤職員○名を採用) また、同一敷地内に実施場所を確保することが困難な場合は、夜間及び緊急時において迅速に対応できるバックアップ体制について記入すること。
(例:宿直の配置等)

重度障害児支援加算(設備要件届出書)

施設名		施設種別	福祉型・医療型
		入所定員	人
届出区分	1. 新規	2. 変更	3. 廃止

①福祉型(主な入所児童が知的障害児又は自閉症児の場合)

次の1から7までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は8に適合すること。

該当の有無		項目
1	有・無	加算対象の重度障害児が入所する建物(以下「重度障害児入所棟」という。)が、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。)第四十八条第一号、第二号及び第七号から第九号までに定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂(配膳室を含む。以下同じ。)、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児入所棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けていること。ただし、食堂、調理室、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児入所棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。
2	有・無	加算対象となる障害児の居室は、一階に設けることとするほか、次のア及びイに掲げる基準に適合すること。 ア 一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。 イ 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けることとし、一人用居室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用居室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。
3	有・無	便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。
4	有・無	重度障害児入所棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。
5	有・無	重度障害児入所棟は、建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。
6	有・無	度障害児入所棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
7	有・無	重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児入所棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。
8	有・無	当分の間、都道府県知事等が適当と認めた施設

※「該当の有無」欄には、いずれかに○を付すること。

重度障害児支援加算(設備要件届出書)

施設名		施設種別	福祉型・医療型
		入所定員	人
届出区分	1. 新規	2. 変更	3. 廃止

②福祉型(主な入所児童が肢体不自由児の場合)

次の1又は2に掲げる基準のいずれかに適合すること。

該当の有無		項目
1 加算対象の重度肢体不自由児が入所する建物(以下「重度肢体不自由児入所棟」という。)が、設備運営基準第四十八条第一号、第五号から第九号までに定めるもののほか、次のアからコまでに掲げる基準のいずれにも該当すること。		
ア	有・無	重度肢体不自由児の居室は、一人当たりの面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
イ	有・無	浴室(水治療法室を兼ねることができる。以下同じ。)、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児入所棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の居室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。
ウ	有・無	重度肢体不自由児入所棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
エ	有・無	重度肢体不自由児入所棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各居室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
オ	有・無	才重度肢体不自由児入所棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、居室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
カ	有・無	重度肢体不自由児入所棟は、原則として、重度肢体不自由児入所棟以外の入所棟の入所定員が五十人以上である入所棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定福祉型障害児入所施設に設置するものとする。
キ	有・無	重度肢体不自由児入所棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
ク	有・無	重度肢体不自由児入所棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
ケ	有・無	重度肢体不自由児入所棟の居室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
コ	有・無	重度肢体不自由児入所棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
2	有・無	当分の間、都道府県知事等が適当と認めた施設

※「該当の有無」欄には、いずれかに○を付すること。

重度障害児支援加算(設備要件届出書)

施設名		施設種別	福祉型・医療型
		入所定員	人
届出区分	1. 新規	2. 変更	3. 廃止

③医療型(主な入所児童が自閉症児の場合)

次の1から7までに掲げる基準のいずれにも適合すること又は8に適合すること。

該当の有無	項目
1	有・無
1	加算対象の重度障害児が入所する建物(以下「重度障害児病棟」という。)が、設備運営基準第五十七条第一号及び第二号に定めるもののほか、指導室、遊戯室、食堂、シャワー設備、汚物処理設備、洗面所及び直接障害児の保護指導にあたる職員の職務に要する部室並びに当該重度障害児病棟に併設する重度障害児専用の屋外の遊び場を設けていること。ただし、食堂、浴室、医務室及び静養室については、当該重度障害児病棟と同一の敷地内にある他の建設の設備を使用することができる場合には設けないことができるものとする。
2	有・無
2	加算の対象となる障害児の病室は、設備運営基準第五十七条に定めるもののほか、次の①から③までに掲げる基準に適合すること。 ①一階に設けること。 ②一室の定員は、四人以下とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、四・九平方メートル以上とすること。ただし、乳幼児のみの病室の一室の定員は四人を標準とし、障害児一人当たりの床面積は、収納設備等を除き三・三平方メートル以上とすること。 ③必要に応じ、一人用病室及び二人用病室を設けることとし、一人用病室の一室の床面積は六・六平方メートル以上、二人用病室の一室の床面積は九・九平方メートル以上とすること。
3	有・無
3	便所の数は、男子五人につき大便所及び小便所各一以上、女子五人につき一以上とすること。
4	有・無
4	重度障害児病棟の定員は、おおむね二十人以上とすること。
5	有・無
5	重度障害児病棟は、建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならないこと。
6	有・無
6	重度障害児病棟は、原則として重度障害児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
7	有・無
7	重度障害児専用の屋外の遊び場は、重度障害児病棟に併設するものとし、情緒の安定に役立つよう造園を工夫するとともに、必要な遊具を備え、重度障害児の安全な監護に必要な柵等の設備を設けること。
8	有・無
8	当分の間、都道府県知事等が適当と認めた施設

※「該当の有無」欄には、いずれかに○を付すること。

重度障害児支援加算(設備要件届出書)

施設名		施設種別	福祉型・医療型
		入所定員	人
届出区分	1. 新規	2. 変更	3. 廃止

④医療型(主な入所児童が肢体不自由児の場合)

次の1又は2に掲げる基準のいずれかに適合すること。

該当の有無		項目
1 加算対象の重度肢体不自由児が入所する建物(以下「重度肢体不自由児病棟」という。)が、設備運営基準第五十七条第一号、第三号及び第四号に定めるもののほか、次のアからコまでに掲げる基準のいずれにも該当すること。		
ア	有・無	重度肢体不自由児の病室は、一人当たりの床面積を四・九五平方メートル以上とし、重度肢体不自由児が十分に移動することができ、かつ、日常生活動作に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
イ	有・無	浴室、機能訓練・遊戯訓練室、看護師詰所、便所、洗面所等を設けること。ただし、浴室にあつては重度肢体不自由児病棟以外の設備を使用することができる場合には、機能訓練・遊戯訓練室にあつては重度肢体不自由児の病室ごとに機能訓練等をなし得る程度の適当な広さを確保できる場合には、設けないことができるものとする。
ウ	有・無	重度肢体不自由児病棟の廊下は、重度肢体不自由児の日常生活動作等に便利なよう、特に考慮した構造とすること。
エ	有・無	重度肢体不自由児病棟の看護師詰所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、重度肢体不自由児の各病室が見通せるなど、その位置、構造等について特に考慮して設けること。
オ	有・無	重度肢体不自由児病棟の便所及び洗面所は、重度肢体不自由児の特殊性に鑑み、病室等から比較的近い位置とし、設置数、構造等について特に考慮して設けること。
カ	有・無	重度肢体不自由児病棟は、原則として、重度肢体不自由児病棟以外の病棟の入所定員が五十人以上である病棟を有する主として肢体不自由児を入所させる指定医療型障害児入所施設に設置するものとする。
キ	有・無	重度肢体不自由児病棟の入所定員は、おおむね二十人から三十人までとすること。
ク	有・無	重度肢体不自由児病棟の建物は、原則として、平屋建ての耐火構造とすること。
ケ	有・無	重度肢体不自由児病棟の病室は、寝台又は畳敷によることとし、重度肢体不自由児の日常生活動作に便利なよう、寝台の高さを極力低くするなど、特に工夫すること。
コ	有・無	重度肢体不自由児病棟は、原則として重度肢体不自由児以外の障害児が入所する建物と別棟とすること。この場合において、これらの建物を廊下で結ぶ等適切な施設の運営管理のための配慮をすること。
2	有・無	当分の間、都道府県知事等が適当と認めた施設

※「該当の有無」欄には、いずれかに○を付すること。

重度障害児支援加算(強度行動障害支援者養成研修)に関する届出書

事業所・施設の名称	
1 異動区分	1 新規 2 変更 3 終了
2 配置状況① (実践研修修了者)	1 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者 配置 (行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む)
3 配置状況② (基礎研修修了者)	1 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者 配置 (重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む)
配置人数	<input type="text"/> 人

- 備考 1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 2 「配置人数」には常勤換算方法による研修修了者数を記載してください。
- 3 実践研修・基礎研修共に、研修修了者については修了証の写しを別途添付すること。

強度行動障害児特別支援加算届出書

事業所・施設の名称																	
施設の種別	① 福祉型障害児入所施設 ② 医療型障害児入所施設																
1 異動区分	① 新規 ② 終了																
2 職員の勤務体制	<p>(1)医師の勤務体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>員数</th> <th>1月あたりの勤務日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 経歴が分かる書類を添付すること</p> <p>(2)生活支援員の員数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>員数(常勤換算)</th> <th>基準上必要な数(常勤換算)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童指導員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)心理療法を担当する職員</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職種</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 加算を開始しようとする月の勤務割表を添付すること</p> <p>(4)実践研修修了者(いずれかに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者 配置 (行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む) 強度行動障害支援者養成研修(実践研修)受講予定者 配置 (研修受講計画作成済み) <p>(5)基礎研修修了者(いずれかに○)</p> <ol style="list-style-type: none"> 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者 配置 (重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合を含む) 強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)受講予定者 配置 (研修受講計画作成済み) 	職種	員数	1月あたりの勤務日数	医師			職種	員数(常勤換算)	基準上必要な数(常勤換算)	児童指導員			職種	氏名		
職種	員数	1月あたりの勤務日数															
医師																	
職種	員数(常勤換算)	基準上必要な数(常勤換算)															
児童指導員																	
職種	氏名																

【施設基準】

イ 指定福祉型障害児入所施設(主として知的障がい児又は自閉症児を入所させるものに限る。以下同じ。)又は医療型障害児入所施設(以下「指定障害児入所施設」という。)の職務に月に1回以上従事する知的障がい児又は自閉症児の診療に相当の経験を有する医師を1以上配置すること。

ロ 指定入所基準第4条第1項第1号、第2項のイ、第3号のイ及び第4号から第6号までに定める従業者の員数又は指定入所基準第52条第1項第1号、第2号のイ及び第3号から第5号までに定める従業者の員数に加えて、常勤の児童指導員の員数が、次のいずれかに該当すること。

① 加算の対象となる障害児(以下「加算対象児」という。)の数が4人以下の指定障害児入所施設にあっては、2以上。

② 加算対象児の数が5人以上の指定障害児入所施設にあっては、2に、障害児の数が4を超えてその端数を増すごとに1を加えて得た数以上。

ハ 指定障害児入所施設の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修(実践研修)の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。

ニ 心理指導担当職員を1以上配置すること。

ホ 加算対象児の居室は、原則として個室とすること。ただし、指導及び訓練上の必要がある場合には、2人用居室として差し支えないものとする。

ヘ 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種の指導、訓練等を行うために必要な設備を設けること。

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

看護職員加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称				
サービスの種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス	③ ①・②の多機能	
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了	
2 看護職員の状況		単位①	単位②	
	基準人数 A	人	人	
	医療的ケア区分に伴う基本報酬を算定する上で配置する看護職員の人数 B	人	人	
	看護職員の総数 C (常勤換算)	人	人	
	うち保健師の員数 (常勤換算)	人	人	
	うち助産師の員数 (常勤換算)	人	人	
	うち看護師の員数 (常勤換算)	人	人	
	うち准看護師の員数 (常勤換算)	人	人	
加配人数 (C-B-A)	人	人		
3 医療的ケア児の医療的ケアスコア	月	①利用した医療的ケア児のスコア(※)	②開所日数	③医療的ケアスコアの合計の点数 (①÷②)
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	合計			
<p>(※) 「①利用した医療的ケア児のスコア」の計算方法</p> <p>ア：医療的ケア児の医療的ケアスコアに当該医療的ケア児が利用した日数を乗じる。 イ：各月に利用実績がある医療的ケア児全員について、アの計算を行い、計算後の数値を合計する。</p> <p>例) 4月に医療的ケアスコア20点の医療的ケア児Aは10日利用、医療的ケアスコア32点の医療的ケア児Bは15日利用。 ⇒ 20点×10日+32点×15日=680点</p>				

備考1 「サービスの種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付けてください。

2 「看護職員の状況」には、サービス毎に単位を分けている場合は、看護職員の数単位別に記載してください。

3 多機能型(人員配置特例の利用あり)の場合、は、「看護職員の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービス

サービスの「基準」員数をそれぞれ記載してください。

4 「うち保健師の員数(常勤換算)」等には、サービス毎に配置されている看護職員の数単位別に記載してください。

強度行動障害児支援加算届出書

事業所の名称																																	
対象サービス	児童発達支援センター	児童発達支援事業所	放課後等デイ																														
主たる対象	重度心身障害児以外	重度心身障害児																															
異動区分	1 新規	2 変更	3 終了																														
異動年月日	年 月 日																																
加算区分	算定あり	算定なし																															
強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者の氏名	<table border="1"><thead><tr><th>氏名</th><th>職種</th><th>受講年月日</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			氏名	職種	受講年月日																											
	氏名	職種	受講年月日																														
強度の行動障害を有する児童	<table border="1"><thead><tr><th>氏名</th><th>主な障害</th><th>該当することを認めた市町村</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>			氏名	主な障害	該当することを認めた市町村																											
	氏名	主な障害	該当することを認めた市町村																														
<p>■ 研修修了者及び対象児童に変更があった場合には、体制届として県に届出を行うこと。</p> <p>■ 記入欄が不足した場合には適宜追加すること。</p> <p>■ 研修修了証の写しを添付すること。</p>																																	

共生型サービス費算定に伴う加算の届出

事業所名	
共生型サービスの種別	児童発達支援 放課後等デイサービス
本来の指定サービスの種別	(1) 指定生活介護事業等 (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業等
加算	I型 (児発管 + 保育士or児童指導員) II型 (児発管) III型 (保育士or児童指導員)

児童発達支援 管理責任者等氏名	
保育士の氏名	
児童指導員の氏名	
当該事業所 が実施する 地域貢献活動	

※ I型もしくはII型を算定する場合には、児発管の「経歴書」・「研修修了証(児発管責任者研修・サビ管研修(児童分野)、相談業務従事者初任者研修)」・「実務経験証明書」・「資格証(実務経験の短縮に係るもの)」を添付すること。

※ II型もしくはIII型を算定する場合には、保育士の資格証及び児童指導員の「経歴書」・「実務経験証明書」・「資格証(児童指導員任用資格の要件に係るものに限る)」を添付すること。

※ 保育士等であって児童発達支援管理責任者の資格要件も満たしている者1名のみが該当する場合には、IではなくII又はIIIを選択すること。

※ 「当該事業所が実施する地域貢献活動」の欄には、地域交流の場の提供等、利用者以外の地域住民等を対象とした取り組みについて記載すること。また過去の取り組みに関する記録や今後の事業実施計画等の参考資料を添付すること。

報酬算定区分に関する届出書(児童発達支援)

事業所・施設の名称				
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了	
2 利用児童の状況	月	① 利用延べ人数	② ①うち未就学児	③ 未就学児の割合 (②/①)
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	合計			

※①に占める②の割合が70%以上の場合は、障害児通所報酬告示第1の二の(1)「主に未就学児に対し指定児童発達支援を行う場合」の区分で請求すること。

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

医療的ケア区分に応じた基本報酬に関する届出を行う場合は別添も添付してください。

報酬算定区分に関する届出書(放課後等デイサービス)

事業所・施設の名称	
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了
2 提供時間	① 3時間以上 ② 3時間未満

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

「提供時間」欄は、運営規程等に定める標準的なサービス提供時間に1日に設定される単位の数を乗じた数をもとに選択してください。

医療的ケア区分に応じた基本報酬に関する届出を行う場合は別添も添付してください。

(別紙16,17別添)

(報酬算定区分に関する届出書・別添)

(別添) 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書

サービスの種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス	③ ①・②の多機能
---------	----------	--------------	-----------

		___月																															合計	
		日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		31
		曜日																																
医療的ケア児利用児童数	区分3(32点以上)																																	
	区分2(16点以上)																																	
	区分1(3点以上)																																	
	合計																																	
必要看護職員数	区分3(32点以上)																																	
	区分2(16点以上)																																	
	区分1(3点以上)																																	
	合計																																	
配置看護職員数																																		

医療的ケア児が利用する日の合計日数		日	医療的ケア児の1日の平均利用人数		人
-------------------	--	---	------------------	--	---

備考 標準的な月における、医療的ケア児の利用児童数と、それに応じた必要看護職員数に対して、配置看護職員数を記載してください。
 多機能型(人員配置特例の利用あり)の場合、児童発達支援と放課後等デイサービスの利用児童数を合わせて記入してください。

多機能型(人員配置特例の利用なし)の場合、本用紙を、児童発達支援で1枚、放課後等デイサービスで1枚と、分けて作成してください。

児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書

事業所・施設の名称			
サービスの種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス	③ ①・②の多機能
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了
2 従業員の状況		単位①	単位②
	基準人数 A	人	人
	従業員の総数 B(常勤換算)	人	人
	うち理学療法士等の員数(常勤換算)	人	人
	うち保育士の員数(常勤換算)	人	人
	うち5年以上保育士の員数(常勤換算)	人	人
	うち児童指導員等の員数(常勤換算)	人	人
	うち5年以上児童指導員の員数(常勤換算)	人	人
	うちその他の従業員の員数(常勤換算)	人	人
	加配人数(B-A)	人	人
児童指導員等加配加算算定対象者	ア 理学療法士等 イ 児童指導員等 ウ その他の従業者	ア 理学療法士等 イ 児童指導員等 ウ その他の従業者	
専門的支援加算算定対象者 (注)イ、ウは、児童発達支援の場合のみ選択可能。	ア 理学療法士等(保育士を除く。) イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員	ア 理学療法士等(保育士を除く。) イ 5年以上保育士 ウ 5年以上児童指導員	

備考

- 「サービス種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。
- 「従業員の状況」には、サービス毎に単位を分けている場合は、児童指導員等の数を単位別に記載してください。
- 多機能型(人員配置特例の利用なし)の場合は、「従業員の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービスの「基準人数」等をそれぞれ記載してください。
- 「うち理学療法士等の員数(常勤換算)」には、サービス毎に配置されている理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、心理療法の技術を有する従業者又は視覚障害者の生活訓練の養成を行う研修を終了した従業者の数を単位別に記載してください。
- 「うち保育士の員数(常勤換算)」には、理学療法士等の員数のうち、保育士の数を単位別に記載してください。
- 「うち5年以上保育士の員数(常勤換算)」には、保育士の資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する保育士の数を単位別に記載してください。
- 「うち児童指導員等の員数(常勤換算)」には、サービス毎に配置されている児童指導員、手話通訳士、手話通訳者、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)を修了した指導員の数を単位別に記載してください。
- 「うち5年以上児童指導員の員数(常勤換算)」には、児童指導員の資格を得てから5年以上児童福祉事業に従事した経験を有する児童指導員の数を単位別に記載してください。
- 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者又は行動援護従業者養成研修修了者を配置した場合には、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者と同等の扱いとします。
- 算定対象者については、該当項目に○を付してください。

保育職員加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称													
1 異動区分	① 新規 ② 変更 ③ 終了												
2 保育職員の状況	<table border="1"><thead><tr><th></th><th>人数等</th></tr></thead><tbody><tr><td>基準人数 A</td><td>人</td></tr><tr><td>従業者の総数 B (常勤換算)</td><td>人</td></tr><tr><td>うち児童指導員の員数</td><td>人</td></tr><tr><td>うち保育士の員数</td><td>人</td></tr><tr><td>加配人数 (B-A)</td><td>人</td></tr></tbody></table>		人数等	基準人数 A	人	従業者の総数 B (常勤換算)	人	うち児童指導員の員数	人	うち保育士の員数	人	加配人数 (B-A)	人
	人数等												
基準人数 A	人												
従業者の総数 B (常勤換算)	人												
うち児童指導員の員数	人												
うち保育士の員数	人												
加配人数 (B-A)	人												

備考 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付してください。

看護職員加配加算に関する届出書

事業所・施設の名称				
サービスの種別	① 児童発達支援	② 放課後等デイサービス	③ ①・②の多機能	
1 異動区分	① 新規	② 変更	③ 終了	
2 看護職員の状況		単位①	単位②	
	基準人数 A	人	人	
	医療的ケア区分に伴う基本報酬を算定する上で配置する看護職員の人数 B	人	人	
	看護職員の総数 C (常勤換算)	人	人	
	うち保健師の員数 (常勤換算)	人	人	
	うち助産師の員数 (常勤換算)	人	人	
	うち看護師の員数 (常勤換算)	人	人	
	うち准看護師の員数 (常勤換算)	人	人	
	加配人数 (C-B-A)	人	人	
3 医療的ケア児の医療的ケアスコア	月	①利用した医療的ケア児のスコア(※)	②開所日数	③医療的ケアスコアの合計の点数 (①÷②)
	4月			
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	合計			
<p>(※) 「①利用した医療的ケア児のスコア」の計算方法</p> <p>ア：医療的ケア児の医療的ケアスコアに当該医療的ケア児が利用した日数を乗じる。 イ：各月に利用実績がある医療的ケア児全員について、アの計算を行い、計算後の数値を合計する。</p> <p>例) 4月に医療的ケアスコア20点の医療的ケア児Aは10日利用、医療的ケアスコア32点の医療的ケア児Bは15日利用。 ⇒ 20点×10日+32点×15日=680点</p>				

- 備考1 「サービスの種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に○を付けてください。
- 2 「看護職員の状況」には、サービス毎に単位を分けている場合は、看護職員の数単位別に記載してください。
- 3 多機能型(人員配置特例の利用あり)の場合、は、「看護職員の状況」単位①・②欄にそれぞれ児童発達支援と放課後等デイサービスの「基準」員数をそれぞれ記載してください。
- 4 「うち保健師の員数(常勤換算)」等には、サービス毎に配置されている看護職員の数単位別に記載してください。

(別紙21)

看護職員配置加算に係る届出書

事業所の名称			
事業所の所在地			
異動区分		① 新規	② 変更
連絡先	電話番号	担当者名	
	FAX番号		
看護職員の配置状況	保健師	常勤換算	人
	助産師	常勤換算	人
	看護師	常勤換算	人
	准看護師	常勤換算	人

医療的ケア児の医療的ケアスコア	月	①利用した医療的ケア児のスコア(※)	②開所日数	③医療的ケアスコアの合計の点数 (①÷②)
	4月			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> ③の数値が40点以上の場合は、看護職員配置加算(Ⅱ)の算定要件を満たすことになる。 </div>
	5月			
	6月			
	7月			
	8月			
	9月			
	10月			
	11月			
	12月			
	1月			
	2月			
	3月			
	合計			

(※) 「①利用した医療的ケア児のスコア」の計算方法

ア：医療的ケア児の医療的ケアスコアに当該医療的ケア児が利用した日数を乗じる。

イ：各月に利用実績がある医療的ケア児全員について、アの計算を行い、計算後の数値を合計する。

例) 4月に医療的ケアスコア20点の医療的ケア児Aは30日利用、医療的ケアスコア32点の医療的ケア児Bは28日利用。
 ⇒ 20点×30日+32点×28日=1,496点

注1 「異動区分」欄については、該当する番号に○を付して下さい。

注2 看護職員の資格を証する書類の写しを添付して下さい。

(別紙22)

ソーシャルワーカー配置加算に

事業所・施設の名称		
施設種別	① 福祉型障害児入所施設	
1 異動区分	① 新規 ②	
2 配置するSWの状況		配置するSWの資格等 (①か②を記入)
	1人目	
	2人目	

備考1 「施設種別」、「異動区分」欄については、該当する番号に

2 「配置するSWの資格等」は、以下の選択肢のいずれかを
①を選択すること。

①: 社会福祉士

②: 5年以上障害福祉サービス、相談支援、障害児通所支援、障害児入所支援
障害児相談支援に係る業務に従事した者

3 「専従・兼任の別」欄は、該当する番号に○を付けること。
加算の対象にならないので注意すること。

4 SWとして専従で配置した従業者は、基準人員としては数

5 SWを2人以上配置した場合も加算の単位は変わらない

6 SWを3人以上配置する場合は適宜欄を追加すること。

障害児の数算出表 (福祉型児童発達支援センター)

施設の種類													施設名
前年度 (令和 年度) の利用者数 ※単位ごとに作成すること。													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
① 通所支援提供 (開所) 日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
② 延べ利用者数 (契約)	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日						
③ 延べ利用者数 (措置)	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日						
⑤ ②のうち乳幼児 (主に盲児・ろうあ児が入所する施設のみ記載)	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日						
⑥ ②のうち少年 (主に盲児・ろうあ児が入所する施設のみ記載)	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日						

(1) 定員数	【 】 人	
(2) 通所支援提供日数	【 】 日	…①年度計
(3) 年間延べ利用者数 (契約)	【 】 人日	…②年度計
(4) 年間延べ利用者数 (措置)	【 】 人日	…③年度計
(6) 年間延べ利用者数 (乳幼児)	【 】 人日	…⑤年度計
(7) 年間延べ利用者数 (少年)	【 】 人日	…⑥年度計
(8) 基準配置従業者数 (児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員)	【 】 人	… (主に障害児が通所する施設) …「3-2利用者の数」÷4 (ただし、児童指導員・保育士はそれぞれ1.0以上) なお、旧知的障害児通園施設のみなし指定期間においては、指定基準附則により、「6-2利用者の数」÷4+「7-2利用者の数」÷7.5でも基準を満たす。
(9) 基準配置従業者数 (児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員)	【 】 人	… (主に難聴児が通所する施設) …「3-2利用者の数」÷4 (ただし、児童指導員・保育士はそれぞれ1.0以上、言語聴覚士は4.0以上)
(10) 基準配置従業者数 (児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員)	【 】 人	… (主に重症心身障害児が通所する施設) …「3-2利用者の数」÷4 (ただし、児童指導員、保育士はそれぞれ1.0以上、看護師・機能訓練担当職員はそれぞれ1.0以上)

(3-2) 平均利用者数 【 】 人 …②年度計÷①年度計 ※小数点第2位以下切上げ

(6-2) 平均利用者数 【 】 人 …⑤年度計÷①年度計 ※小数点第2位以下切上げ

(7-2) 平均利用者数 【 】 人 …⑥年度計÷①年度計 ※小数点第2位以下切上げ

※(8)～(10)における「利用者の数」は、(1)定員数 又は (3-2) 平均利用者数 のいずれかを採用できる。ただし、平均利用者数が定員数を上回る場合は、(3-2) 平均利用者数を採用しなければならない。
※「新規開設時」又は「定員変更時」の利用者の数は、原則、定員数とする。

※定員変更を行い、現定員としての実績が1年に満たない場合の利用者数の取扱は以下のとおりとする。

- (1) 定員減の実績が3か月に満たない場合…定員数
- (2) 定員減の実績が3か月以上の場合…定員数 又は 変更後の期間の(3-2)平均利用者数 ただし、平均利用者数が定員数を上回る場合は、(3-2)平均利用者数を採用しなければならない。
- (3) 新設又は定員増の実績が3か月に満たない場合…定員数
- (4) 新設又は定員増の実績が3か月以上1年未満の場合…定員数 又は 変更後の期間の(3-2)平均利用者数 ただし、平均利用者数が定員数を上回る場合は、(3-2)平均利用者数を採用しなければならない。

障害児の数算出表（障害児入所施設）

施設の種類	施設名												
前年度（令和 年度）の利用者数													
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
① 入所支援提供日数	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日
② 延べ入所者数（契約）	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
③ 延べ入所者数（措置）	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
④ 延べ入所者数（総計）	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
⑤ ④のうち乳幼児（主に盲児・ろうあ児が入所する施設のみ記載）	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
⑥ ④のうち少年（主に盲児・ろうあ児が入所する施設のみ記載）	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日

(1) 定員数	【 】 人
(2) 入所支援提供日数	【 】 日
(3) 年間延べ入所者数（契約）	【 】 人日
(4) 年間延べ入所者数（措置）	【 】 人日
(5) 年間延べ入所者数（総計）	【 】 人日
(6) 年間延べ入所者数（乳幼児）	【 】 人日
(7) 基準配置従業者数（児童指導員及び保育士）	【 】 人
(8) 基準配置従業者数（児童指導員及び保育士）	【 】 人
(9) 基準配置従業者数（自閉症児施設の看護師）	【 】 人

…①年度計

…②年度計

…③年度計

…④年度計

…⑤年度計

(5-2) 平均利用者数	【 】 人	…④年度計÷①年度計 ※小数点第2位以下切上げ
(6-2) 平均利用者数	【 】 人	…⑤年度計÷①年度計 ※小数点第2位以下切上げ

福祉型

（主に知的障害児が入所する定員31人以上の施設）…「5-2利用者の数」÷4 【30人以下の場合は、左記の数+1人】（ただし、児童指導員・保育士はそれぞれ1.0以上）

（主に盲児・ろうあ児が入所する定員36人以上の施設）…「6-2利用者の数」÷4 【35人以下の場合は、左記の数+1人】（ただし、児童指導員・保育士はそれぞれ1.0以上）

（主に肢体不自由児が入所する施設）…「5-2利用者の数」÷3.5（ただし、児童指導員・保育士はそれぞれ1.0以上）

医療型（主に自閉症児が入所する施設）…「5-2利用者の数」÷6.7（ただし、児童指導員・保育士はそれぞれ1.0以上）

（主に肢体不自由児が入所する施設）…「6-2利用者の数」÷10+「7-2利用者の数」÷20（ただし、児童指導員・保育士はそれぞれ1.0以上）

…福祉型（主に自閉症児が入所する施設）…「5-2利用者の数」÷20

※(8)～(10)における「5-2利用者の数」は、(1)定員数 又は (5-2)平均利用者数 のいずれかを採用できる。ただし、平均利用者数が定員数を上回る場合は、(5-2)平均利用者数を採用しなければならない
 ※「新規開設時」又は「定員変更時」の利用者の数は、原則、定員数とする。

※定員変更を行い、現定員としての実績が1年に満たない場合の利用者数の取扱は以下のとおりとする。

(1) 定員減の実績が3か月に満たない場合…定員数

(2) 定員減の実績が3か月以上の場合…定員数 又は 減少後の期間の(5-2)平均利用者数 ただし、平均利用者数が定員数を上回る場合は、(5-2)平均利用者数を採用しなければならない。

(3) 新設又は定員増の実績が3か月に満たない場合…定員数

(4) 新設又は定員増の実績が3か月以上1年未満の場合…定員数 又は 増加後の期間の(5-2)平均利用者数 ただし、平均利用者数が定員数を上回る場合は、(5-2)平均利用者数を採用しなければならない。